

2 補装具・日常生活用具

☆ 補装具の交付・修理

(注)購入前に必ずご相談ください。

(申請書、判定書、指定業者の見積書等が必要となります)

(注)介護保険に該当される方は「介護保険福祉用具貸与(購入)制度」を利用していただく場合があります。

障害の内容や程度により、補装具の交付や修理が受けられます。

18歳以上(者)は次の区分により更生相談所(嘱託医、書類判定含む)の判定を受ける必要があります。

18歳未満(児)は、担当医の意見書が必要です。

難病患者の方も対象となります。

補装具名	児者	備考	判定必要	市で判定
義肢	○	義手、義足	○	
装具	○	下肢、上肢、体幹、靴型	○	
座位保持装置	○		○	
重度障害者用意思伝達装置	○		○	
車いす(オーダーメイド)	○		○	
車いす(手押型以外の既製品)	○			○
車いす(手押型既製品)	○			○
電動車いす	○	簡易型も含む(電動・手動切替式)	○	
歩行器	○			○
歩行補助つえ(つえを除く)	○	松葉づえ、クラッチつえ、多点つえ		○
視覚障害者安全つえ	○	普通用、携帯用、身体支持併用		○
義眼	○			○
遮光眼鏡	○			○
弱視眼鏡	○			○
矯正眼鏡	○			○
コンタクトレンズ	○			○
補聴器	○	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導型	○	
人工内耳(人工内耳音声信号処理装置)	○	※修理のみ		○
座位保持いす	○			
起立保持具	○			
頭部保持具	○			
排便補助具	○			

○ 費用負担 利用者および配偶者の市町村民税の課税状況により自己負担があります。(原則1割)
ただし、市町村民税所得割が46万円以上の場合は、全額自己負担となります。

○ 窓 □ 松本市役所
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

☆ 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外である軽度・中等度難聴児の補聴器購入に係る費用を助成します。

○ 対象者 下記の全ての要件に該当する方
* 松本市内に在住する18歳未満の軽度・中等度難聴児
* 聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であること。
* 社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により補聴器の装用が必要と診断されていること。
* 児童が属する世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいないこと。

○ 窓 □ 松本市役所
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119

☆ **日常生活用具の給付** 地域生活支援事業

(注)購入前に必ずご相談ください。(申請書や業者の見積書等が必要となります)
 (注)介護保険に該当される方は介護保険制度を優先して利用していただきます。

在宅重度身体障害者・知的障害者、難病患者等に対して日常生活の便宜を図るための用具を給付します。
 ○身体障害者・知的障害者・精神障害者、難病患者

種 目		対 象 者		耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台(訓練用ベッド)	下肢障害2級以上又は体幹機能障害2級以上、難病患者の方。	原則学齢児以上	8
	特 殊 マ ッ ト	下肢障害2級もしくは体幹機能障害2級、又は最重度の知的障害で常時介護を要する児者、難病患者の方。		5
	エ ア ー マ ッ ト	下肢障害1級もしくは体幹機能障害1級で常時介護を要する児者、難病患者の方。いづれも医師により褥瘡予防が必要と認められる方。		5
	特 殊 尿 器	下肢障害1級又は体幹機能障害1級で常時介護を要する児者、難病患者の方。	学齢児以上	5
	入 浴 担 架	下肢障害2級以上又は体幹機能障害2級以上で入浴に他人の介助を要する児者	3歳児以上	5
	体 位 変 換 器	下肢障害2級以上又は体幹機能障害2級以上で下着の交換等に他人の介助を要する児者、難病患者の方。	学齢児以上	5
	移 動 用 リ フ ト	下肢障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の方、難病患者の方。	3歳児以上	4
訓 練 い す	下肢障害2級以上又は体幹機能障害3級以上の方。	障害児に限る(原則3歳児以上)	5	
自立生活支援用具	入 浴 補 助 用 具	下肢障害又は体幹機能障害で入浴に介助を要する児者、難病患者の方。	3歳児以上	8
	便 器	下肢障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の方、難病患者の方。	学齢児以上	8
	T字状・棒状のつえ	平衡機能障害、下肢障害又は体幹機能障害		3
	移動・移乗支援用具	平衡機能障害、下肢障害又は体幹機能障害、難病患者の方で家庭内の移動等に置いて介助を要する児者。	3歳児以上	8
	頭 部 保 護 帽	平衡機能障害、下肢障害又は体幹機能障害、てんかん発作により、頻繁に転倒する知的障害児(者)・精神障害者		3
	特 殊 便 器	上肢障害2級以上又は重度・最重度の知的障害で自ら排便後の処理が困難な児者、難病患者の方。	学齢児以上	8
	特殊食器(皿、保温食器、スプーン等)	上肢障害2級以上の方。		5
	火災警報機(2台限度)	重度の身体障害者、重度の知的障害者又は重度の精神障害者、種別に関わらず火災発生の感知避難が困難な者	該当障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	8
	自 動 消 火 器	重度の身体障害者、重度の知的障害者又は重度の精神障害者、難病患者の方で種別に関わらず火災発生の感知避難が困難な者		8
	電 磁 調 理 器	視覚障害2級以上又は重度・最重度の知的障害者(18歳以上)	該当障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	学齢児以上	10	
聴覚障害者屋内信号装置	聴覚障害2級以上	聴覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	10	

種 目		対 象 者		耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	5
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上の方。又は難病患者の方、同程度の障害者で必要と認められる児者。	原則学齢児以上 (同程度者および学齢児未滿は医師の意見書必要)	5
	電気式たん吸引器(ネブライザー兼用機も含む)			5
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害者で医療保険における在宅酸素療養を行う児者		10
	視覚障害者用音声式体温計	視覚障害2級以上	該当障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	5
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上	該当障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	5
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上かつ疾患上継続して測定が真に必要と認められた者	該当障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯(医師の意見書必要)	5
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上又は脳原性運動機能障害2級以上の児者、難病患者の方で人工呼吸器の装着が必要な児者又は生命維持のために常時装着が不可欠と医師が認めた児者。		(人工呼吸器未装着者は医師の意見書必要)	8
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する児者	原則学齢児以上	5
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上、視覚障害2級以上又は同程度の障害者で、これにより機器操作が可能になる児者	学齢児以上 P.11 別表のとおり	3
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要と認められる児者		6
	点字器	視覚障害者		7
	点字タイプライター	視覚障害2級以上で本人が就学、就労しているか就労見込の者		5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	学齢児以上	6
	視覚障害者用活字文章読み上げ装置			6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者		8
	視覚障害者用音声読書器	視覚障害者で、視覚障害者用拡大読書器の使用が困難な方		8
	拡大鏡(ルーペ)	視覚障害の方		8
	音声ICタグレコーダー	視覚障害者の方の単身世帯、視覚障害者の方のみの世帯、またはこれに準ずる方。		8
	地デジ対応ラジオ	視覚障害者の方の単身世帯、視覚障害者の方のみの世帯、またはこれに準ずる方。		6
	視覚障害者用腕時計	視覚障害2級以上の方		10
	視覚障害者用置時計	視覚障害2級以上の方		10
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要と認められる児者	学齢児以上	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害で、これによりテレビの試聴が可能となる児者		6
人工内耳体外部装置	現に人工内耳を装用している聴覚障害児者であって、医療機関より医療保険等の給付制限を利用して、本装置の買い換えができないと判断された方。ただし、本人の故意による破損を理由とする場合を除く。		5	
人工喉頭	喉頭摘出者		5	
埋込型人工鼻	常時、埋込型の人工喉頭を使用する音声機能障害者			
点字図書	視覚障害で、主に情報の入手を点字によっている視覚障害児者			

種目		対象者	耐用年数
排泄管理支援用具	紙おむつ	肢体不自由、ぼうこう・直腸機能障害又は難病の方のうち、 ①ストマの著しい変形等により装具装着が困難な方。 ②二分脊椎等の先天性疾患により高度の排便・排尿機能障害がある方。 ③脳原性運動機能障害により排便・排尿の意思表示が困難である方。	3歳児以上
	ストマ装具 (蓄尿袋、畜便袋)及び び	ストマ造設者	
	収尿器	高度の排尿機能障害	1
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢障害3級以上、体幹機能障害3級以上又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害で3級以上の児者。心臓機能障害、又は呼吸器機能障害による手帳交付を受け、車いすの交付を受けている方。難病患者の方 ただし特殊便器は上肢障害2級以上の児者(学齢児以上)	
	○対象工事は下記のとおりで、給付限度額は200,000円です(自己負担もあります)。 (注) 事前にご相談のうえ、工事図面、見積書、工事前写真をご用意ください。 (1) 手すりの取り付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取り替え (5) 洋式便器等への便器の取り替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる改修		

○ 費用負担 利用者および配偶者の市町村民税の課税状況により自己負担があります。(原則1割)
ただし、市町村民税所得割が46万円以上の場合は、全額自己負担となります。

○ 窓 □ 松本市役所
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119

別表 情報・通信支援用具（日常生活用具 P.9）

障害児(者)がパソコンを使用するにあたり、必要となる周辺機器及びソフト等の購入に要する費用の一部が助成されます。

対象者	品 目
視覚障害または上肢障害による、身障1級、2級、 またはこれと同程度の障害者で、パソコンの使用で社会参加が見込まれる方	視覚障害 視覚障害者用アプリケーションソフト (入力文字を音声化するソフト)
	画面拡大ソフト (強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト)
	画面音声化ソフト (画面の文字を音声化するソフト)
	上肢機能障害 インテリキー (障害に併せた大型キーボード)
	ジョイスティック (マウスが使えない方の操作棒)
	タッチスイッチ (把握が困難な方のためのスイッチ) および上記に準じた周辺機器等

- 窓 □ 松本市役所
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

☆ 日常生活用具の貸与

在宅の重度心身障害者に対して、日常生活の便宜を図るため次の用具が貸与されます。

○ 貸与内容

対 象 者	所得制限	品 目	要 件
在宅の重度心身障害者	前年の世帯の生計中心者の所得税額99,000円以下	福祉電話(加入権のみ)	難聴者または外出困難な身体障害者(原則として2級以上)でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が認められる者(障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)

- 窓 □ 松本市役所
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

☆ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

(注) 購入前に必ずご相談ください。(申請書や業者の見積書等が必要となります)
 在宅の小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。

- 対 象 者 小児慢性特定疾病児童(小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方)
 *地域生活支援事業における日常生活用具の給付対象児童は除きます。
 *用具の種目ごとに給付できる対象者が定められています。
- 費 用 負 担 保護者等の収入額(所得税額等)に応じて自己負担があります。
- 窓 □ 松本市役所
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119